

これまでの経緯について

第4回 貸切バス運賃・料金制度
ワーキンググループフォローアップ会合
平成30年1月31日

「貸切バス運賃・料金ワーキンググループ」における決定事項について

- 新たな貸切バス運賃・料金制度のあり方を検討する場として、「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ（座長：加藤博和名古屋大学大学院准教授）」を設置。
- 当ワーキンググループにおいて、制度の詳細設計について検討を進め、以下のとおりとりまとめ、平成26年4月より施行している。

合理的でわかりやすい「時間・キロ併用制運賃方式」への移行

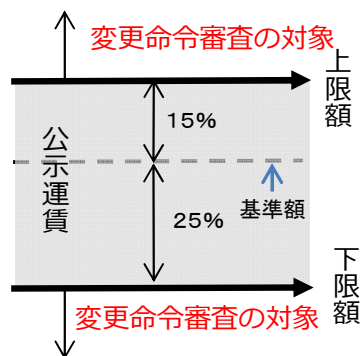
「時間制運賃」
「キロ制運賃」
「時間・キロ選択制運賃」
「行先別運賃」

移行

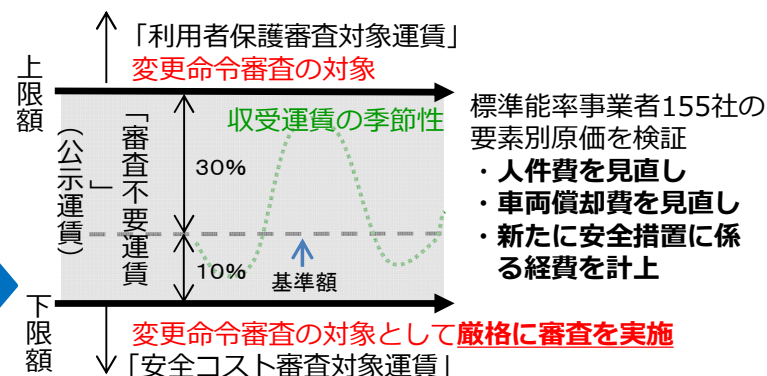
コスト項目を時間コストとキロコストに分類して算定し、合理的でわかりやすい「時間・キロ併用制運賃」に移行・一本化。

公示運賃の算定方法の見直し
（人件費・車両償却費の見直し、
安全措置に係る経費の計上）

平成26年4月1日から適用（3か月以内に届出を行い、同年7月から本格適用）



移行



下限幅：安全コストには直接結びつかない一般管理費と営業外費用が総費用に占める割合が約10%であることを踏まえ設定
上限幅：利用者保護の観点から著しく高いとみなす必要がない範囲として設定

貸切バスの運賃・料金事前届出
違反に対する処分基準の見直し

平成26年10月1日から適用
（適用条項：道路運送法第9条の2第1項）

初違反：警告
再違反：10日車の車両使用停止

移行

初違反：20日車の車両使用停止
再違反：40日車の車両使用停止

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策
(平成28年6月3日) ～ 抜粋 ～

Ⅱ. 対策の主な内容

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

① 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化

・貸切バス事業者と旅行業者の間で、運賃・料金の上限・下限額や手数料等について明記した書面を取り交わすことを義務付け※3

※3 手数料等については契約全般を規定した基本契約の形式等でも可とする。

Ⅲ. 留意すべき事項

(1) 対策の早期かつ着実な実施と、その進捗状況の検証

なお、対策の実施に当たっては、その実効性等について確認し、必要に応じて対策の内容の見直しや、実施方法の改善を図るなど、PDCAサイクルを構築した上で進めることが必要であり、この点についても、当委員会において検証を行っていくこととする。